平成２１年（フ）第１２３号
新潟県上越市中郷区藤沢２番地８、前住所新潟県上越市大字石沢1768番地の１
債務者　高原　　明
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１３９号
新潟県上越市上源入614番地
債務者　谷川　朋子（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２２７４号
名古屋市中区千代田５丁目16番10号　ガレリアM千代田601号
債務者　小田　敏郎
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８９５号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町２丁目223番地　ライオンズヒルズ桜ケ丘304号
債務者　後藤　千矢
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０７４号
愛知県愛知郡東郷町北山台２丁目４番地13　ＮＯＮＥＴＴＯ302号
債務者　葉山　康彦
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１００号
名古屋市中川区豊成町１番２―808号　豊成団地
債務者　永江　浩美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８９号
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西18番地カインドネス大治２―Ｅ
債務者　安藤　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８号
兵庫県丹波市氷上町石生2302番地１　パサージュ石生101号
債務者　入江　千晶
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
香川県高松市屋島中町440番地１ハイム屋島305号
債務者　東條　道広
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４６６号
香川県高松市木太町1753番地20
債務者　新井　健三
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４６７号
香川県高松市木太町1753番地20
債務者　新井　祥子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１６６２号
仙台市青葉区川平１丁目12番５号
債務者　阿部　秀昭
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７０号
仙台市若林区霞目２丁目１番13号
債務者　菊地　邦子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６３号
福井県敦賀市桜ケ丘町28番４―205号
債務者　中尾　　学
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第６５号
福井県小浜市四谷町５番21号　ドミールヨツヤＶＡ217号
債務者　石井　博明
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第５３０号
大津市美空町１番９―202号、前住所大津市坂本７丁目28番３―107号
債務者　横井　浩雪
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７０号
滋賀県高島市今津町浜分528―11　さわやか荘、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号大阪自彊館、前住所和歌山県紀の川市桃山町最上534番地６
債務者　久保山勝彦
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大津地方裁判所民事部